

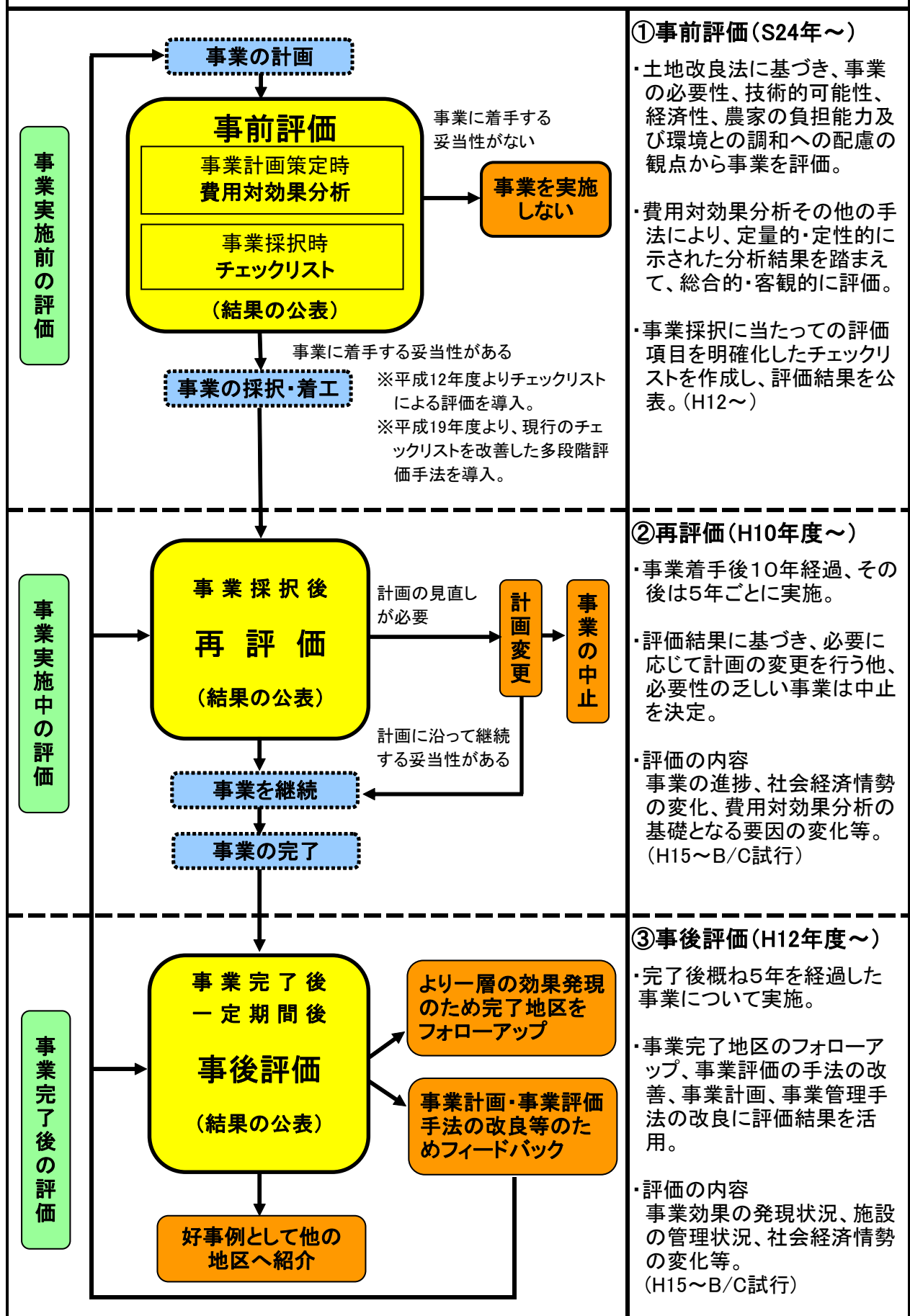
令和5年度国営事業評価について

令和5年6月30日

目 次

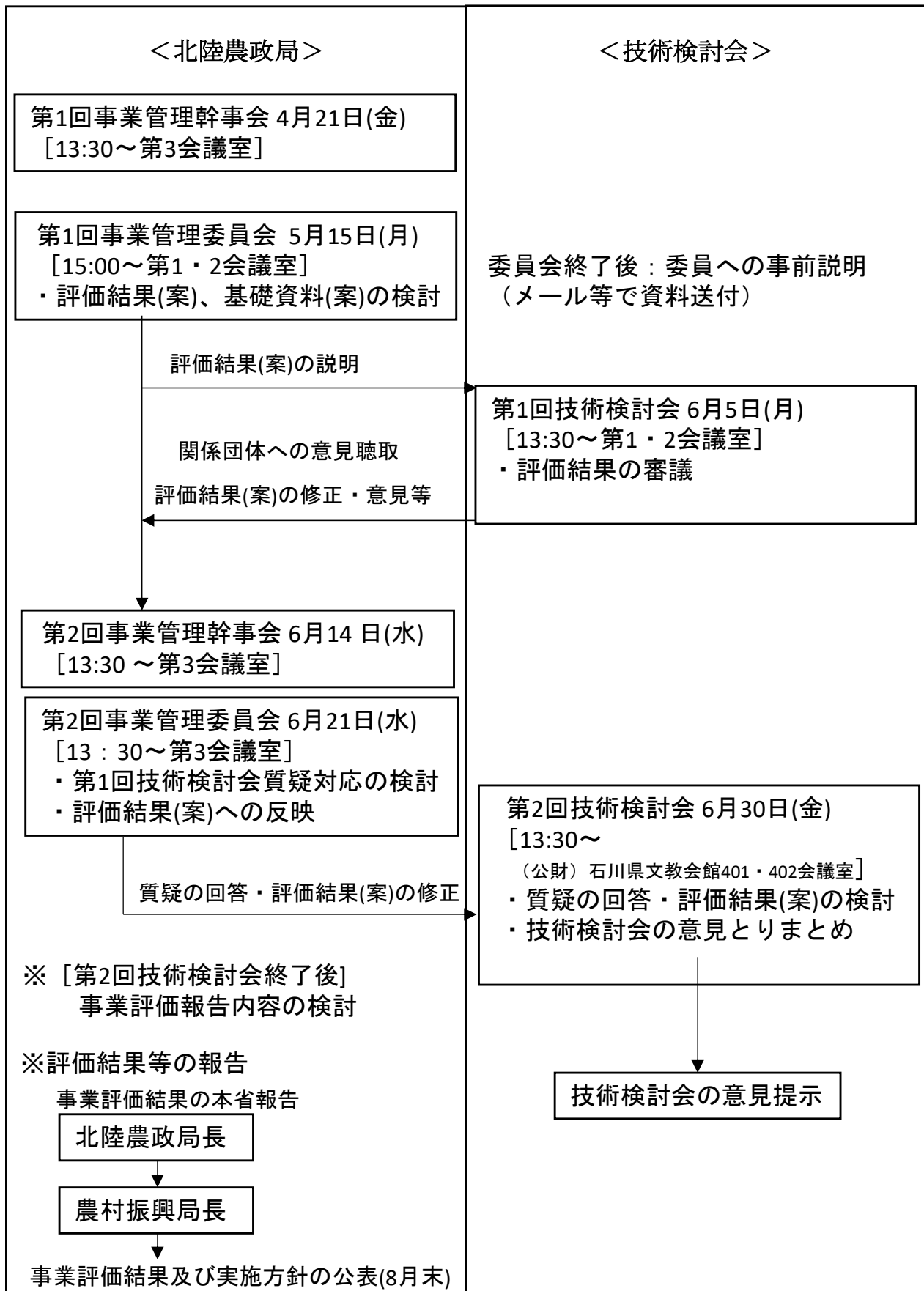
- ・ 農業農村整備事業における事業評価の流れ 1
- ・ 令和5年度 国営事業評価に関するスケジュール 2
- ・ 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則 3
- ・ 令和5・6年度 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会委員名簿 . 5

農業農村整備事業における事業評価の流れ



※事前・事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

令和5年度 国営事業評価に関するスケジュール



北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

第 1 趣 旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される検討会（以下「技術検討会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

第 2 事 務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

第 3 構 成 等

- 1 技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者から選任する 6 名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2 年とし再任されることを妨げない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 上記のほか、委員の選任の基本原則については、農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 31 日農林水産大臣決定）別紙 2 第 2 の規定を準用する。

第 4 会 議

第 2 の事務に係る会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求められたとき審議の必要に応じ開催する。

第 5 意見の提示

技術検討会は、第 2 の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

第 6 事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあつては農村振興部事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあつては農村振興部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあつては農村振興部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価及び事後評価にあつては生産部畜産課に置くものとする。

附 則

- (1) この規則は、平成10年 6 月10日から施行する。
- (2) 事後評価の取扱いに伴い、平成12年 3 月 7 日に規則を一部改正する。
- (3) 農林水産省組織再編に伴い、平成13年 1 月 6 日に規則の一部改正をする。
- (4) 補助事業評価の取扱いに伴い、平成16年 2 月12日に規則を一部改正する。
- (5) 事業評価の取扱いに伴い、平成22年 3 月15日に規則を一部改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成23年 4 月28日に規則を一部改正する。
- (7) 平成23年10月13日に規則を一部改正する。
- (8) 平成27年10月23日に規則を一部改正する。
- (9) 令和元年 5 月16日に規則を一部改正する。
- (10) 令和 5 年 5 月15日に規則を一部改正する。

令和５・６年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分 野	氏 名	役 職	備 考
農村計画	かみさわ せいこ 上澤 聖子	一般社団法人 朝日町観光協会	
経 営	ねぎし むつひと 根岸 睦人	新潟大学 准教授	
マスコミ	はまの つよし 浜野 剛	北國新聞社 編集局総括デスク長	
環 境	まつもと けいこ 松本 恵子	みらい株式会社 マネージャー	
農業土木	もり たけひさ 森 丈久	石川県立大学 教授	

※５０音順